

NPOりすシステムが提供する 「契約家族」

NPOりすシステム

行政書士 黒澤史津乃

はじめに

我が国は65歳以上人口が26.7%を占め、超高齢社会となっています。今後いったいどれだけの数の高齢者が病院に入院し、病院で終末期を迎え、病院で死んでゆくのでしょうか。それら高齢者が、自分で医療上の判断が出来ないときには、家族が本人に代わって、医師からの説明を聞き、治療の判断をし、手術の承諾をし、終末期には延命治療の要否の決断をし、看取りをし、死亡後は遺体を引き取り、最終の入院費を支払い、病室の荷物の引取りもすることになります。

しかし、入院したときにこうした一連のことを担ってくれる家族が誰もいない高齢者は、いったいどうしたら良いのでしょうか。兄弟姉妹の数が減り、未婚率や離婚件数が増大し、年間出生数が100万人を割り、病院に駆けつけてくれる家族が誰もいないという人の割合は、今後、爆発的に増えていくことは明白です。

NPOりすシステムでは、既に25年前からこうした事態を予見して、「契約家族」ともいえるシステムを試行錯誤しながら作り上げてきました。

本人の判断力に問題がないときに、3種類の契約を公正証書により締結することで、本人がその後どんな状況になっても、つまり、認知症になっても、遷延性意識障害となっても、はたまた亡くなった後でも、NPOりすシステムが本人のために、これまでは家族でないとできないと考えられていた役割を果たすことが出来るようになります。これが「契約家族」です。

しかも、従来の家族であれば、本人の意思というよりは、本人を思う家族の意思がより尊重されてしまいがちですが、NPOりすシステムによる「契約家族」は、お元気なときの本人の意思を何よりも尊重し、その意思表示に従って行動します。本人は回復の見込めない状態での延命措置は望んでいなかったのに、家族の思いにより延命治療を施すこととなった例は枚挙にいとまがないと思いますが、「契約家族」では、本人が書面により「延命措置は拒否する」との意思表示を残していれば、あくまでもその通りの内容を医師に伝えます。

自分らしく生きて、自分らしく死ぬために、NPOりすシステムの「契約家族」の仕組みを利用したいという方は、設立直後はどちらかといえば意識の高い高齢者に偏っていましたが、最近では、病院、老人ホーム、賃貸住宅オーナーなど、高齢者を受け入れる側の方々から、身元を引き受ける家族がなくて困っているという切迫した声が数多くあがっています。今はもう、最終的には家族や法定相続人が何とかしてくれるだろう…と期待できる時代ではありません。

四半世紀に亘り、従来型の家族に頼らずに「契約家族」として、契約者の老後と死後の支援の実績を積み重ねてきたNPOりすシステムが、高齢者の死の現場の最前線にいらっしゃる皆様に、事例を交えながら「契約家族」の仕組みとその社会的意義をお話いたします。

1. 高齢者の「周死期」における家族の役割

※ 「周死期」とは、「死」の前後の期間を包括的連続的に捉えた概念。出産前後の期間を「周産期」と呼んで、医療上も行政手続上も連携した措置がとられていることから、「死」の前後でも同様に扱われるべきとの願いを込めている。(平成25年10月、学習院大学川嶋辰彦教授が、NPOウサシステム二十周年記念講演にて提唱。今後、周死期学として学問体系の確立を目指す)

【 病院の場合 】

自宅で意識喪失	発見者、自宅の開錠
入院	入院手続、入院保証金支払、身元引受保証、入院用品準備、リース契約、病状説明受け
手術	手術説明受け、同意、輸血・身体拘束等各種説明受け、同意手術時立会、術後説明受け
療養型病床へ転院	SWと転院相談、財産調査の上、転院先選定、退院手続・支払 転院先入院手続、保証金支払、身元引受保証 入院保険金の申請、高額療養費(高齢者受給者証)の申請 介護保険の認定申請
終末期	医療方針の決定、胃ろう造設の可否判断を含む栄養摂取方法、延命治療の可否判断
死亡	危篤・死亡連絡受け、遺体搬送手配、退院手続・支払 病室の荷物引取、火葬・納骨、死亡届等各種手続、 自宅荷物片付

2

【 在宅の場合 】

認知症の進行	徘徊、物盗られ妄想、警察などへの通報
地域包括、ケアマネ	要介護認定申請 居宅介護事業所や訪問介護事業所との契約
自宅独居の継続	近隣からの苦情、徘徊、事故を防ぐための方法の模索
キーパーソンの役割	介護保険関係者との連携、同意、確認等。

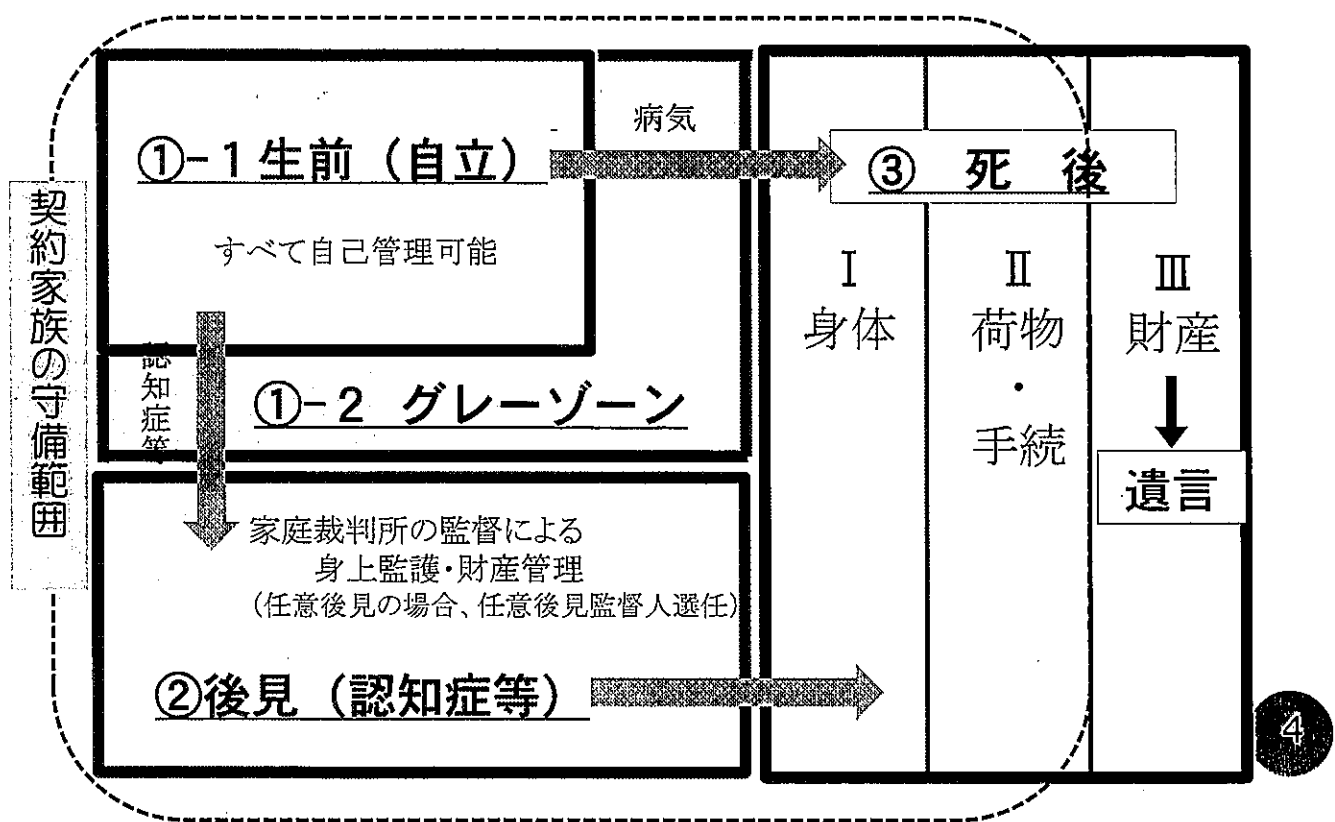
【 施設入居の場合 】

施設の選定	財産調査の上、入居先候補の選定、見学 どんな種類の施設が適しているか (サ付、介護付有料、特養、グループホームなど)
入居契約	入居契約締結、入居金もしくは敷金等の支払 毎月の利用料の支払い方法、身元引受保証人
引越	荷物の準備、搬出搬入、転出転入手続き
身元引受保証人	施設側が関与できない、生命と財産に関することにつき、 同意、確認、手配等。

3

2. 契約家族のつくり方・・・周死期の3つのステージ

- ① 自立およびグレーゾーン ② 後見(認知症等) ③ 死後



周死期の3つのステージそれぞれに応じた、 3つの公正証書契約を締結

- ① 自立・グレーゾーン : 生前事務委任契約
- ・原則として、本人の判断により、都度依頼されたことを行う。
 - ・依頼事項には、「身元引受保証」が含まれる。
 - ・緊急時には、本人からの依頼なしでも本人のために「家族」として動く。
 - ・本人の事前意思表示に従って、「医療上の判断」や「手術同意」を行う。
- ② 後見(認知症等による判断力低下) : 任意後見契約
- ・将来の認知症等への備えとして、元気なときに契約しておく。
 - ・実際に、認知症等により判断力が低下したときに、契約の相手方が家庭裁判所に申し立てることによって効力が発生する。
 - ・後見人となって、本人の財産管理と身上監護の責務を負う。
- ③ 死後 : 死後事務委任契約・負担付死因贈与契約
- ・遺体の引取り、保管、火葬、納骨。
 - ・本人が生前に希望していた親族等への連絡
 - ・費用支払、残置物引取、各種契約の死亡による終了手続

3. 家族・親族に頼る介護・医療の限界

- ① 子供がいる場合 : 晩婚化により、親世代の介護と子育てが同時に起こる。
子供世代が共働き。
子供の数が減っており、未婚・離婚が多い。
- ② 子供がいない場合: 配偶者や兄弟は、一緒に歳を取る。
甥姪にとって、自分の両親プラス叔父叔母の面倒を見るのは過酷。
- ③ 親族が居ても、疎遠・音信不通などの状態の場合
- ④ 今後、増えてくる「T字型相続」: 法定相続人が誰もいないケース

4. 「契約家族」に依頼する、「自己意思の実現」

～ 誰に何を頼むのか、支払はどうするのか ～

- ① 身元引受保証 : 判断不能になったとき、死亡したときにも代理権限がなければ、身元は引き受けられない。
- ② 医療上の判断、終末期医療の考え方 : できるだけ具体的に
- ③ 医療保険、生命保険 : 保険契約の存在と証書の保管場所
- ④ 死後の火葬、納骨 : 納骨場所には承継者がいるか、永代供養墓か
- ⑤ 死後の荷物処分 : すべて処分か、資産価値のあるものをどうするか
- ⑥ 死後の財産処分 : 遺言の有無、公正証書か自筆証書か、保管場所

5. NPOりすシステムの生前契約による「契約家族」

(1) NPOりすシステムの理念

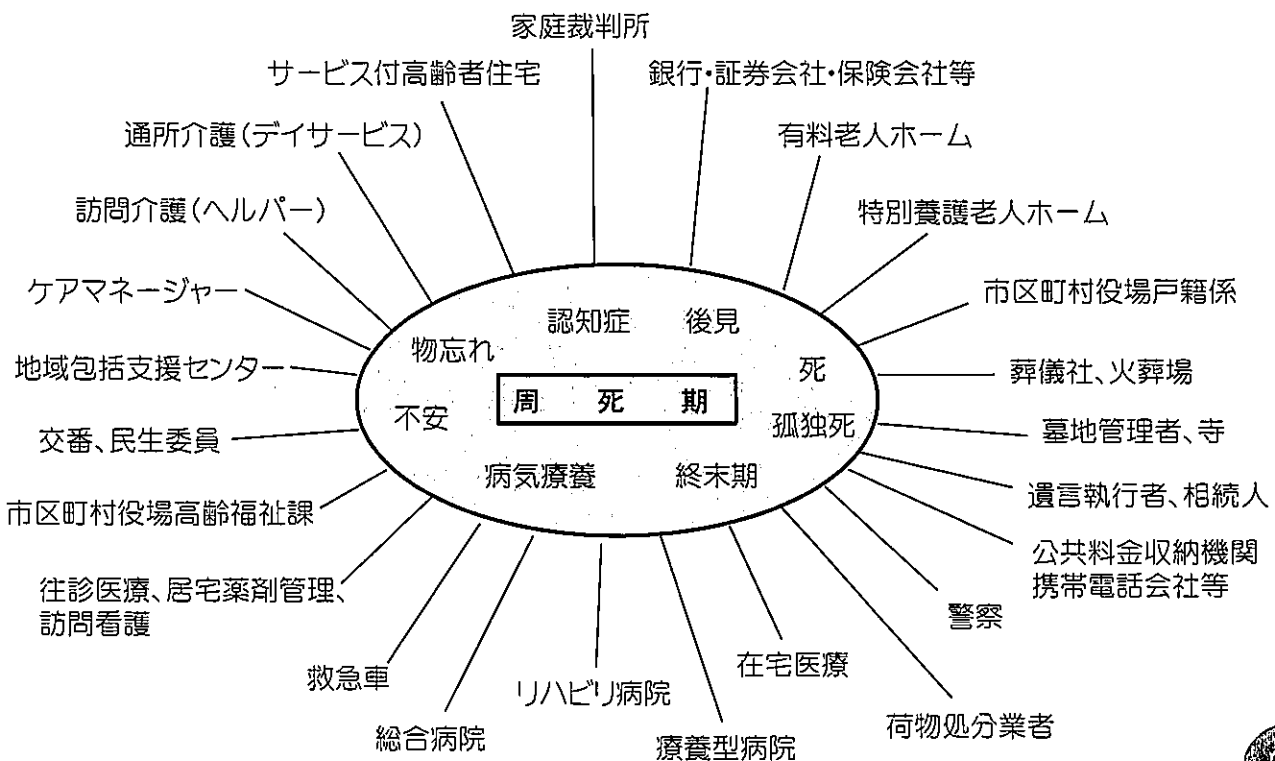
老後と死後の自己決定を、家族の役割を果たしながら支援する。

(2) NPOりすシステムの生前契約の特徴

- ・ 人生のどのステージにおいても家族の役割を果たす＝「契約家族」
 - ……キーパーソンとして、介護保険契約や医療機関受診等の支援
 - ……賃貸住宅や高齢者施設入居、病院入院の際の身元引受保証
 - ……病気による意識レベル低下時には、医療上の判断に関する事前意思表示書
 - ……認知症等精神上的の障害による判断力低下時には、任意後見契約の効力発生
 - ……死亡時には、本人の祭祀主宰者として遺体搬送・火葬・納骨、その他手続
- ・ 身元引受のために必要な3つの契約は、効力の確かな公正証書で行う。
- ・ 預託金の管理は、別法人「NPO日本生前契約等決済機構」が行う。



6. 「周死期」と「契約家族」のこれから



周死期にある方と、それを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割＝契約家族

7. NPOりすシステム「総合保証パック」の費用

< 申込金100万円の内訳 >

	金額
申込金	5万円
分担金	15万円
事務手数料	3万円
公正証書作成費用実費(3点)	約7万円
保証や入居・入院の手伝いなど生前事務に必要な費用の預託金	約10万円
死後事務費用(死後の支払原資)	60万円
合 計	100万円

合計約30万円

契約時にかかる費用。
クーリングオフ以外は戻らない。

合計約70万円

預り金。解約時には、未使用分は返金。

< 契約後のサービス及び費用 >

	金額
維持会費	月額1,000円
サービス日当 (サービスを受けたときのみ)	半日(3時間)・・・5,000円(2人対応の場合、7,500円) 1日(6時間)・・・10,000円(2人対応の場合、15,000円) 交通費実費
保証等事務手数料 (保証を依頼したときのみ)	1回3,000円～5,000円

10



任意後見・生前契約受託機関

特定非営利活動法人 りすシステム

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5
北の丸ガラスゲート 5階

☎: 0120-889-443

TEL: 03-3511-3277

FAX: 03-3511-3278

E-mail: liss-system@seizenkeiyaku.org

URL: http://www.seizenkeiyaku.org/

りすセンター新木場 ☎: 0120-373-959

〒136-0082 東京都江東区新木場4-6-13 TEL: 03-3522-5660

FAX: 03-3522-5677

☐ 北海道支部: TEL 011-756-4165 FAX 011-756-4166
〒001-0024 札幌市北区北二十四条西3-1-7 商工センタービル6階

☐ 北日本支部: TEL 022-797-2072 FAX 022-797-2073
〒980-0021 仙台市青葉区中央2-7-30 角川ビル606号

☐ 中部日本支部: TEL 052-569-2254 FAX 052-569-2274
〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-28 名駅セントスタービル1202号

☐ 西日本支部: TEL 06-6809-2289 FAX 06-6809-7790
〒530-0044 大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4階

☐ 中国支部: TEL 082-568-1585 FAX 082-568-1598
〒732-0052 広島市東区光町2-4-4 セレニティ光601号

☐ 四国支部: TEL 089-933-5670 FAX 089-933-5685
〒790-0004 松山市大街道3-5-4 シャトー美紀303号

☐ 九州支部: TEL 092-738-2718 FAX 092-738-2719
〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-2 赤坂高喜ビル401号

☐ 大分支部: TEL 097-538-6263 FAX 097-538-6267
〒870-0023 大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル3階8号